

4 介護保険サービスの安定的な利用

介護保険制度は高齢化や核家族化の進行、介護離職問題などを背景に、介護を社会全体で支えることを目的に平成12(2000)年度に創設されました。介護保険制度が開始されてから、少子高齢化が増々進行していることにより、保険料の増加や介護従事者の不足が全国的な課題となっています。今後も介護保険制度を安心して利用できるように、以下の成果指標を定めて、施策を推進します。

<基本施策の成果指標> 「介護サービスを安心して利用できる」

| 成果指標 | 現状値 | 目標値 | | |
|--|--------------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2026) |
| 【日常生活圏域二一ズ調査】 設問「介護保険サービスの満足度」に対して、<普通以上>と回答した人の割合 | 令和3年度 (2021) 91.9% | | | |
| 【日常生活圏域二一ズ調査】 設問「和光市の介護保険事業の満足度」に対して、<まあ良いと思う>と回答した人の割合 | 60.4% | | | |

<基本施策を支える各施策>

| 施策番号 | 施策名 | 区分 |
|------|------------------------|----|
| 4-1 | 介護人材の確保・育成 | 重点 |
| 4-2 | 重層的支援体制の強化 | |
| 4-3 | 介護保険サービス事業所に対する指導検査の強化 | |
| 4-4 | 給付適正化の推進 | |
| 4-5 | 介護サービス基盤の計画的な整備 | |

4-1 介護人材の確保・育成

重点

<施策の方向性>

高齢化に伴う介護サービスの需要増大と生産年齢人口の減少が見込まれることから、介護従事者を確保することを目的として、介護分野への参入のきっかけを作るとともに、介護の業務に携わる上での不安を払拭することによって、多様な人材の参入を促進します。

また、同時に介護サービス事業者の生産効率を向上させるため、介護現場の負担軽減を図ります。

<活動指標>

表4.4.1 介護人材の確保・育成の指標

| 項目 |
|--------------------------------|
| 令和8年度までに介護人材の確保・育成に資する事業を推進する。 |

<具体的な取組内容>

(1) 埼玉県及び関係団体との連携

- 埼玉県が推進する県内の介護施設等の求人情報を掲載する「埼玉県の介護のお仕事応援ポータルサイト 羽ばたけ！ SAITAMA KAIGO」を市内事業者に広く周知するとともに、県主催の介護人材確保対策市町村連絡会議で最新情報の共有します。
- 県や関係団体が主催する研修会についても、市内事業者に周知し、積極的な参加を支援します。

(2) 介護職員処遇改善

- 介護職員の安定的な処遇改善を図るために、介護職員のための賃金改善加算に必要な介護職員処遇改善計画書等を年に1回計画書の作成と報告書の提出を促し、各介護保険事業所に周知することで、取得の促進します。

(3) 働きやすい職場環境整備

- 介護職員の身体的・精神的負担と軽減した、効率的な業務運営に向け、国や県と連携しながら介護ロボットやICT機器等の補助金の活用を促します。
- 国が進めるシステム化による介護事業者の文書負担軽減の取組について、関係機関と連携調整を図り推進します。また、導入時に事業者に対して情報共有します。
- 就労的活動支援コーディネーターが役割のある形で地域での活躍を希望している高齢者と協力を求める介護施設のマッチングを行い、介護職員の業務を切り分け、高齢者の協力を得ることで、介護人材の不足感の改善に努めます。

(4) 介護に関する入門的研修の実施

- これまで介護との関わりがなかった方々に介護分野への従事のきっかけを作るため、介護に関する基本的な知識を身につけるとともに、介護の業務に携わる上で知っておくべき基本的な技術を学ぶことができるように「介護に関する入門的研修」を実施します。
- 「介護に関する入門的研修」の実施に当たっては、多くの方に興味を持っていただくために、ふるさとハローワーク等の庁内の関係各所との連携に加え、就労的活動支援コーディネーター等と連携し周知を図ります。

(5) お仕事相談会の開催

- 市内の介護事業者や就労的活動支援コーディネーターと連携し、介護職の仕事内容を直接聞くことができる「お仕事相談会」を開催することで、介護の仕事への理解を深め介護助手等の多様な人材の参入を促します。

(6) 介護人材の不足状況の確認と支援の推進

- 市内の介護事業者等の人材の不足状況の実態把握のため、「見える化」システムにより推計するとともに、定期的な運営指導の際に、介護現場での実情を調査します。
- 介護サービス事業者に対するヒアリング結果等を分析し、介護人材の不足解消のために積極的に取り組んでいる先進地事例について調査することで、事業の推進を検討します。

4-2 重層的支援体制の強化

<施策の方向性>

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するために、重層的支援体制の整備に努めることが求められています。当市では、統合型地域包括支援センターの運営や、包括支援センターと障害福祉事業等の連携を強化することで、支援体制を強化します。

<具体的な取組内容>

(1) 統合型地域包括支援センターの運営・推進

- 高齢者施策の地域包括支援センター、障害者施策の地域生活支援センター、子ども・子育て支援施策の子育て世代包括支援センター、生活困窮者支援施策の暮らし・仕事相談センターの各圏域における整備が福祉の分野別行動計画（高齢・障害・子ども）に定められている中で、これらのセンターが有する機能を統合し、組織や制度の縦割りを解消して、相談・支援・調整の効率化とケアマネジメントの一元化を図る事を目的として、平成30年度に中央エリアに「統合型地域包括支援センター」を開設し、事業を実施しています。
- 北や南エリアについても、地域住民が抱える複合的な生活課題に対し統合的に対応できる体制として、地域の実情に応じた包括的な支援体制を整備する必要があります。重層的支援体制の強化を推進するために他分野と連携を強化することで、対応を図ります。

| 統合型地域包括支援センターの展開 | 所管 | 地域包括ケア課 |
|--|----|---------|
| モデル事業として推進した「統合型地域包括支援センター」は、地域福祉計画の中で、他のエリアでそのまま実施するには、実施可能な事業者や具体的な支援拠点の有無、既存の分野別支援拠点との連携等様々な課題があることを確認されています。 | | |

(2) 地域包括ケア推進会議の推進【再掲】

- 包括的総合相談のため、地域包括ケア推進会議開催します。また、コミュニティケア会議で、困難事例について検討をし、地域包括支援センター長主催の勉強会で障害者福祉との連携についての勉強会や、連携促進のため各課の取組み強化を図ります。

4-2 介護保険サービス事業者に対する指導検査の強化

<施策の方向性>

介護サービスを必要としている人が安心してサービスを受けられるよう、介護サービス事業者に対する指定、指導・監督を実施します。

介護保険法に基づく運営指導や集団指導等を通じて、介護保険制度の周知や運営に関する指導・助言をすることで、介護サービス事業者が介護保険制度の適切な運営ができるように促します。

<具体的な取組内容>

(1) 介護（予防）サービス事業者の指定・指導・監督

- 和光市は、介護保険サービス事業者指定等の権限が埼玉県より移譲されているため、事業指定を望む全ての市内事業者に対して、介護保険事業の指定を行い、介護保険制度の適切な運用がされるように事業者に対して指導監督を行います。

| | |
|----|---|
| 内容 | < 集団指導 > 全てに事業者に対して実施（毎年度1回） |
| | < 運営指導 > 施設系サービス（特定施設、グループホーム、老健、特養など※地域密着を含む）に対しては、3年に1回の頻度で実施。 それ以外の居宅系サービスについては、指定期間内に1回の頻度で実施。 それ以外にも、運営状況に応じて指導を行います。 |
| | < 監査 > 基準違反や不正請求、虐待等が認められた場合やその恐れがある場合には、監査を実施します。 |

（２）介護老人保健福祉施設の指定管理

○ 平成18(2006)年9月より、指定管理者制度によって、介護老人保健福祉施設を運営しています。事業計画の提出、当該年度の事業結果報告及び必要に応じた協議、相談など、連携を密にしながら、利用者にとってよりよいサービス提供、及び介護保険制度の適正な運用が図られるよう指導をします。

4-3 給付適正化の推進

< 施策の方向性 >

介護給付を必要とする受給者を適切に認定し、受給者が本当に必要とする過不足のないサービスを、安定的に提供する体制を整えます。

また、事業者が適切にサービス提供を行うように促すことで、必要なサービス提供体制の確保と給付費の適正化を図ることで、負担と給付の適正化、世代間格差の是正など介護保険制度への信頼を高めて、持続可能な介護保険制度の構築を図ります。

< 活動指標 >

表 4.4.3 給付適正化推進のための指標

| 項目 | 実績 | | 目標値 | | |
|----------------------------|-----------------|-------------------|-----------------|-----------------|-----------------|
| | 令和4年度 (2022) | 令和5年度 (2023)見込 | 令和6年度 (2024) | 令和7年度 (2025) | 令和8年度 (2022) |
| (1) 介護認定の適正化 | | | | | |
| 認定調査員への 確認・指導の実施率 (%) | 100% | 100% | 100% | 100% | 100% |
| (2) ケアプランの点検 | | | | | |
| ケアプランの点検数 (件/年) | | | | | |
| 介護支援専門員 研修会の実施(回) | | | | | |
| (3) 縦覧点検・医療情報との突合 | | | | | |
| 過誤の多い事業所に対する 指導件数 (件/年) | | | | | |

議事(4) 計画推進のための施策（前半）

<具体的な取組内容>

(1) 要介護認定の適正化

- 要介護認定の適正性及び公平性を確保するため、認定調査の結果及び介護認定審査会前に、職員による点検を行い情報に齟齬がないか確認します。また、事前点検や審査会で出た意見等を認定調査員へフィードバックすることで、調査員の能力向上を図ります。
- 全国一律の基準に基づいた要介護認定が適正に行われるよう、調査能力を向上するための研修や審査会委員の研修を実施します。

(2) ケアプランの点検

- コミュニティケア会議や和光市介護給付適正化専門員等によるケアプランの確認、プランの内容に関する指導及び助言を行うとともに、ケアマネジメントの質の向上の一環としてケアプラン作成技術の普及を図ります。また、運営指導においても、ケアプランとサービスの提供実態を確認します。
- ケアプランの点検結果について、集団指導を通して事業者全体へ周知し、自立支援に資するケアマネジメントについて和光市の考え方を共有します。---
- 介護支援専門員の作成するケアプランが、自立支援に資する適切な計画になるよう、基礎技術の習得機会として研修会を継続して実施します。
- 住宅改修及び福祉用具貸与について、利用者の身体状況や家屋状況に合わせた住宅改修・福祉用具の利用を促進するため、必要に応じてケア会議等を活用し、有資格者（建築士、作業療法士、理学療法士）の意見を求めるなど、適正な改修ができるように助言・提案を行います。
- 国保連合会介護給付適正化システムで給付実績の帳票を活用し「認定調査状況と利用サービス不一致一覧表」、「支給限度額一定割合超一覧表」を確認し、不適正が疑われる場合には運営指導により調査を行います。

(3) 縦覧点検・医療情報との突合

- 国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）のデータをもとに、次の審査を国保連に委託します。

| | |
|----|--|
| 内容 | <縦覧点検> 介護保険の請求確定後に、複数月の請求内容や他の事業所の請求内容を確認して審査を行います。 |
| | <医療情報との突合> 介護保険の請求確定後に、医療保険と介護保険の請求内容を合わせて確認し審査を行います。 |

- 縦覧点検及び医療情報との突合を実施し、過誤の申立てを行うほか、国保連から送付されてる帳票の確認を行います。
- 点検による過誤の申立や当該申立に伴う過誤の金額を低減させていくため、突合の結果過誤の多い事業所等を抽出し、指導または聞取りを行うことで適正な請求を促します。

(4) 利用者への情報周知

- 介護保険制度の利用手引きパンフレットを配布するなど、要介護等認定の申請者に対して、認定の仕組みや認定結果について、理解を深めてもらうことで利用者の課題やアセスメントの適正化を図ります。
- 利用中の介護サービスが、身体状況に適しているかを利用者自身に改めて確認してもらうため、年2回、介護給付費（サービスの種類や費用等の利用状況）の通知を送付します。

(5) 特定事業所集中減算に係る報告

- 居宅介護支援事業所に対して半期ごとに特定事業所集中減算に係る報告書を提出させることで、事業者が作成したケアプラン全体の偏りの確認機会を促します。

特定事業所集中減算とは...

居宅介護支援事業所におけるケアマネジメントについて、公正中立なプランの作成のために、同じ事業者の同じサービス提供の偏りを防止するための減算制度です。
判定期間内に作成したケアプランが、同一法人の事業所の利用割合が80%を超過した場合には、半年間の間、全ての報酬（居宅介護支援費）の所定単位数から1か月につき200単位を減算します。

4-5 介護サービス基盤の計画的な整備

<施策の方向性>

高齢者人口の増加などの中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を見据え、地域の実情に応じた介護サービスを提供するため、介護サービス事業所の整備を計画的に進めます。

<具体的な取組内容>

(1) 介護サービス基盤整備方針の策定

当市の進める健康寿命の増進と在宅生活の継続支援をベースに、利用者のニーズ等や社会的な情勢を踏まえて、計画的に介護サービス基盤である施設整備方針を示します。

【第5章第3節 サービス基盤整備方針に掲載】

(2) 介護サービス事業者への実態調査

利用者のニーズなどに加えて、介護現場の状況を踏まえながらサービス基盤整備の方針を進めるため、事業者に対する運営指導の際に、サービス基盤整備に関わる事業者の考えを聞き取りします。